掲示期間　10.2 - 10.11

新潟市児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和８年 10 月 2 日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 51 号

新潟市児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟市児童館条例の一部を改正する条例（令和８年新潟市条例第３２号）の施行期日は、令和８年１０月４日とする。